

報道発表資料

2025年05月20

大気環境

日

令和 5 年度 大気汚染状況について

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第22条に基づき、都道府県及び大気汚染防止法上の政令市において大気汚染状況の常時監視が行われており、環境省においても大気環境モニタリングを行っています。今般、令和 5 年度における常時監視測定結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

■ 調査の概要

（１）大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く。）に係る常時監視

対象物質は、環境基準が設定されている 6 物質です。令和 5 年度末時点の測定局数は全国で1,755 局であり、内訳は一般環境大気測定局（国設局を含む。以下「一般局」という。）が1,383局、自動車排出ガス測定局（国設局を含む。以下「自排局」という。）が372局です。

（２）有害大気汚染物質等に係る常時監視

対象物質は、環境基準が設定されている4物質、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下「指針値」という。）が設定されている11物質及びそのどちらも設定されていないその他の有害大気汚染物質6物質の計21物質です。環境基準及び指針値の達成の評価に有効な測定地点（月1回以上の頻度で1年間測定した地点）は、物質に応じて262～389地点でした。

■ 測定結果の概要

（1）大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く。）に係る常時監視測定結果（別添1）

ア 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%（令和4年度 一般局：99.9%、自排局：100%）でした。

全測定局の年平均値は、一般局で8.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局で9.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （令和4年度 一般局：8.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局：9.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）でした。

イ 光化学オキシダント（Ox）

環境基準達成率は、一般局で0.1%、自排局で0%（令和4年度 一般局：0.1%、自排局：0%）であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっています。

なお、光化学オキシダント注意報発令レベル（0.12ppm）の超過割合が多い地域^{※1}における光化学オキシダント濃度の状況については、その長期的な改善傾向を評価するための指標値^{※2}の令和3～5年度の算定結果を見ると、いずれの地域においても平成30～令和2年度に比べて低下しました。

また、令和5年の光化学オキシダント注意報の発令状況^{※3}の発令都道府県数は17都府県、発令延日数が45日であり、令和4年（12都府県、延べ41日）と比較して、発令延日数は微増しました。

また、光化学大気汚染によると思われる被害の届出は2人（令和4年：0人）でした。

※1 関東、東海、阪神、福岡・山口の4地域

※2 Ox濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値を測定局毎に算出した上で、その地域で最も高い数値を「その地域の指標値」として算出

※3 警報（発令レベル0.24ppm）の発令は0回

ウ その他の大気汚染物質

二酸化窒素（NO₂）の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%（令和4年度 一般局、自排局とも100%）でした。

浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%（令和4年度 一般局、自排局とも100%）でした。

二酸化硫黄（SO₂）の環境基準達成率は、一般局で99.8%、自排局で100%（令和4年度 一般局：99.5%、自排局：100%）であり、環境基準未達成局は火山の噴火の影響によるものでした。

一酸化炭素（CO）の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%（令和4年度 一般局、自排局とも100%）でした。

（2）有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果（別添2、別添3）

環境基準については、設定されている4物質について、全ての地点で達成していました。指針値については、設定されている11物質の内、8物質は全ての地点で達成していましたが、1,2-ジクロロエタンは固定発生源周辺の2地点、ヒ素及びその化合物は固定発生源周辺の4地点、ニッケル化合物は一般環境の1地点で指針値を超過していました。また、環境基準や指針値が設定されていない6物質については、経年的にみると、その濃度はほぼ横ばい又は低下傾向でした。

以上

1 環境基準

環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のように設定されています。

項目	環境上の条件
二酸化窒素(NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
大 気 汚 染 物 質	光化学オキシダント (Ox)
	1 時間値が0.06ppm以下であること。
	二酸化硫黄(SO_2)
	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。
	一酸化炭素(CO)
	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。
	微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)
	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

有害大気汚染物質	ベンゼン	1 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	トリクロロエチレン	1 年平均値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	ジクロロメタン	1 年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2 指針値

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものであり、以下のように設定されています。

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	1 年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1 年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1 年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

クロロホルム	1 年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	1 年平均値が $40\text{ng Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1 年平均値が $25\text{ng Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1 年平均値が $6\text{ ng As}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が $140\text{ng Mn}/\text{m}^3$ 以下であること。

3 評価方法

(1) 二酸化窒素(NO_2)

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1 日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化硫黄(SO_2)及び一酸化炭素(CO)

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2 %の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2 %除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。

(3) 光化学オキシダント (Ox)

1 時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

(4) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1 年平均値及び98パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

(5) 有害大気汚染物質等

長期曝露による健康リスクが懸念されている物質であるため、月 1 回以上の頻度で 1 年間測定した地点において、測定結果の年平均値を環境基準及び指針値と比較して評価を行う。

添付資料

▶ [別添 1 令和 5 年度大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く）に係る常時監視測定結果\[PDF 6.3MB\]](#) 

▶ [別添 2 令和 5 年度有害大気汚染物質等に係る常時監視結果（概要）\[PDF 240KB\]](#) 

▶ [別添 3 令和 5 年度有害大気汚染物質等に係る常時監視結果（詳細）\[PDF 961KB\]](#) 

▶ [参考資料 1 モニタリング調査結果\[PDF 1.4MB\]](#) 

▶ [参考資料 2 優先取組物質等の大気環境中濃度分布\[PDF 226KB\]](#) 

連絡先

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

代表	03-3581-3351
直通	03-5521-8294
室長	鈴木 清彦
室長補佐	原野 利暢
室長補佐	吉本 隆寿

環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課

代表	03-3581-3351
直通	03-5521-8297
課長	平澤 崇裕
課長補佐	河村 茂雄

報道発表資料

2025年03月25

大気環境

日

令和5年(2023年)度ダイオキシン類に係る環境調査結果について

▶ [To English](#)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和5年度に国及び地方公共団体が実施した全国の大気、水質（水底の底質を含む。）、地下水質及び土壌のダイオキシン類に係る環境調査結果を取りまとめたのでお知らせいたします。

【添付資料】

- ・ [別添1 令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（本文）](#)
- ・ [別添2 令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（総括表）](#)
- ・ [別添3 年度別調査地点数及び濃度の推移](#)
- ・ [別添4 継続調査地点におけるダイオキシン類の濃度（平均値）の推移](#)

■ 調査の概要

各環境媒体における調査地点数及び検体数は以下のとおりです。

- (1) 大気 : 521地点 (1,453検体)
- (2) 公共用水域水質 : 1,304地点 (1,685検体)
- (3) 公共用水域底質 : 1,078地点 (1,145検体)
- (4) 地下水質 : 456地点 (456検体)
- (5) 土壌 : 683地点 (683検体)

■ 調査結果の概要

各環境媒体における調査結果の概要は下表のとおりです（総括表は別添2参照、年度毎の推移については別添3参照、継続的な調査地点における推移については別添4参照）。

大気、地下水質及び土壌では、全ての地点で環境基準を達成していましたが、公共用水域の水質・底質では、それぞれ環境基準を超過した地点がありました。

令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果概要

環境媒体	地点数	環境基準超過地点数	平均値 [*]	濃度範囲 [*]
大気 ^{**}	521地点	0地点 (0.0%)	0.013 pg-TEQ/m ³	0.0025 ~ 0.13 pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	1,304地点	25地点 (1.9%)	0.18 pg-TEQ/L	0.0081 ~ 2.9 pg-TEQ/L

公共用水域底 質	1,078 地点	2地点 (0.2%)	5.6 pg- TEQ/g	0.0092 ～ 410 pg-TEQ/g
地下水質***	456地 点	0地点 (0.0%)	0.044 pg-TEQ/L	0.00052 ～ 0.94 pg-TEQ/L
土壌****	683地 点	0地点 (0.0%)	2.6 pg- TEQ/g	0 ～ 140 pg-TEQ/g

*: 平均値は各地点の年間平均値の平均値であり、濃度範囲は年間平均値の最小値及び最大値である。

**： 大気については、全調査地点（580地点）のうち、夏季・冬季を含む年2回以上の調査が実施された521地点についての結果であり、環境省の定点調査結果及び大気汚染防止法政令市が独自に実施した調査結果を含む。

***： 地下水質については、環境の一般的状況を調査（概況調査）した結果であり、汚染の継続監視等の経年的なモニタリングとして定期的に行われる調査等の結果は含まない。

****： 土壌については、環境の一般的状況を調査（一般環境把握調査及び発生源周辺状況把握調査）した結果であり、汚染範囲を確定するための調査等の結果は含まない。

なお、簡易測定法による2地点2検体のデータは、平均値、濃度範囲の算出の対象外である。

■ 今後の取組

今後も、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境中への排出の低減、環境調査の適切な実施等に努めます。

連絡先

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8291

室長 鈴木 清彦

室長補佐 原野 利暢